

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

登米市長 熊谷盛廣

市町村名 (市町村コード)	登米市 (04212)
地域名 (地域内農業集落名)	豊里 (上町・横浦・仲町・下町・東二ツ屋・西二ツ屋・上谷地・十五貫・大曲・竹花・保手・庚申・長根・加々巻・山根・白鳥・鶴波)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月25日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、北上川、旧北上川、迫川及び旧迫川の峡谷間に展開している農用地で、そのほとんどが団地性を備えた地域である。これまで基盤整備農地については、法人や拡大志向の若い担い手を中心に集積集約が進んできたが、これから10年に向けては停滞する可能性がある。担い手は、受け手として希望する農地があっても未整備の条件不利農地も合わせて引き受けなくてはならないため、消極的になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

〈水稻〉環境保全米への作付け誘導やトレーサビリティの徹底を図り、多様化する消費者ニーズに応える良質米の生産を目指す。一方で備蓄米や飼料用米などの新規需要米との需給調整バランスをとりながら加工米の計画的な出荷体制の確立化を図る。

〈麦〉全量民間流通に対応できる品質の向上を図るとともに作付けの団地化を促進していく。

〈大豆〉機械作業体系の確立による生産コストの削減を図るとともに、より安定的な品質・収穫量を確保できるよう技術の徹底を図る。

〈園芸作物〉トマトなど施設栽培による集約的な園芸を主体に、転作田を活用したばれいしょなどの土地利用型露地野菜の固定団地化と省力機械体系を促進し、生産性と品質の確保に努めるとともに、消費者の安全・安心志向に対応した産地としての確立を目指す。

〈出し手と受け手が協力し合う農地集積集約〉

農地を貸したい、又は一部の作業を委託したいという出し手農家の情報を一元管理し、定期的に出し手の情報を担い手が農地利用について協議する場に提供することで、農地の集積・集約化を進める。また、出し手農家の情報には、提供農地に関する情報以外にも「労働力の提供が可能であるか」、「余剰となる農業機械や施設があるか」について共有できるようにし、出し手と受け手で協力できる仕組みをつくる。担い手が農地利用について協議する場では、農地ごとに作付品目がわかる地図データを活用し、団地化や効率的な輪作体系の構築につなげる。農地の集積・集約化と同時にスマート農業の導入を積極的に行い、生産性の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,472 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,472 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画の目標地図を周知し、地域全体の理解増進を図り、農用地の集積、集約化を進める。また、地域計画に位置付けられていない農業者が現在耕作中の農地において更新を行う場合は、それを妨げることはない。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

出し手の相談窓口を設け、農地を農地中間管理機構に貸付する検討を行う。農地中間管理機構は、担い手の経営意向に配慮しつつ、計画的な農地の集積・集約化を誘導する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

排水施設、農道などの土地改良施設の老朽化に対する日常的な点検を行うなど、長寿命化対策を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関が連携し、事業継承や経営規模拡大のための法人化を目指す経営体や法人設立を目指す集落営農組織の法人化支援を行う。兼業農家や家族経営体等の多様な担い手の持続的経営を支援する。また、大規模経営を行う農業法人に対し、雇用確保および人材育成に関わる支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の受委託は、年々需要増加が見込まれるため、集落ごとの作業受託事業者の一覧を公開し、情報の共有を図る。作業受託事業者に対しては、契約書の作成など事務的な支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤園芸作物
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①捕獲従事者の育成・確保を推進し、捕獲活動の一層の強化を図るとともに、農地への電気柵設置などの鳥獣被害防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進め取り組む。
- ②本市の農業の持ち味である環境保全型農業及び耕畜連携による資源循環型農業をさらに推進し、環境に配慮した農産物の生産体制の強化を図る。土づくり等を通じて化学肥料、農薬に頼らない有機農業を推進し、栽培品目の拡大を目指す。
- ③高齢化や後継者不足による農業従事者の減少などの課題を解決するため、ICT・IoT技術を導入することにより、経営の効率化、軽労化や省力化に向けたスマート農業を推進する。
- ④〈畠地化〉水張りが困難な農地について、今後畠地化推進事業を活用し、畠地化への切替えについて検討を進めていくが、対象農地については団地化された農地であることが必要であるため、生産組合、担い手農家への集積化を進める。
- ④〈輸出〉米の需給環境の改善と新たな需要先の開拓としてJA等関係機関と連携し、積極的に普及推進を図る。
- ⑤園芸作物生産の省力・低コスト化を推進して生産を拡大するとともに、ブランド商品の開発などによる有利販売を推進する。また、気候の変動などを見越した品目・品種変更の検討資料となる情報の提供を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金事業を推進し、農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源として農村環境の保全を図る。また、多面的機能の一層の発揮を促進するため、多面的活動組織の拡大や広域化に向けた啓発に努める。
- ⑧水田作付けの農地流動化・作業受委託による担い手への利用集積に対応できるようカントリーエレベーターを核とした高性能大型機械施設の活用を一層推進し、生産の低コスト化および省人化・省力化を図る。また、今後の地域の農業を担う者と近隣住民との間でトラブルが起きないように施設・格納庫の場所などを考慮しながら農地の集約化を計画する。
- ⑨米の消費減退等による更なる生産調整規模の拡大が予想される中で、産地交付金を活用し集積化を推進するとともに水田の有効利用と耕畜連携の観点から、構成員以外の畜産農家との利用供給体制を推進し、収穫物の効果的利用と良質な粗飼料確保を目指す。